

2019-7 税務・労務・法務情報

TOP WITHHOLDING AGENT (TWA) の指定について、対象者要件が公布される

今般、新規則が公布され、TWA指定納税者に該当する要件が公布されました。

(RR2019-07 : TWA指定納税者の要件)

1. **前年度売上高**又は仕入高若しくは損金算入した経費の額が**1 2 百万ペソ以上の者**
2. 但し、すでに指定済みの者は、上記1. の要件を満たさなくなった場合において、公表リストから削除された場合にのみ指定解除となる。 という定めです。
中小事業者については、TWA指定を免除するという趣旨であり、正常化が図られたと言えます。しかし、年間売上高が12百万ペソという日系企業の場合は100%指定されることとなり、現在指定されていない企業もこの新規則により追加指定される可能性が大となりました。

(今後の対応について)

1. すでに指定済みの納税者で、前年売上高が12百万ペソ未満の者は、積極的に所轄税務署 (RDO) に対してリストからの削除要請をする。(放置すると、リストから削除されない可能性が大)
2. 新規に指定された場合は、前年度売上高等の確認をし、要件を満たしていない場合は、不服申し立てをする。
3. 前年度売上高等が12百万ペソを超えている場合でも、指定を受けなければ、放置する。

(TWA指定制度)

この制度は、従来「TOP 2 万社制度」と呼ばれる大規模事業者に対して追加源泉徴収義務を負わせるものでした。しかし、昨年度の税制大改革で、新たな制度として発足しています。

指定された納税者は、「**全ての取引に対して、物品販売取引について1%、役務提供取引について2%の源泉徴収義務**を負う」というものです。新法施行後、2度の追加指定納税者の公表があり、当局は積極的に対象者を拡大しているようです。しかし、どのような条件を満たせばTWAに指定されるのかが、今まで不明でした。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇔日本語翻訳業務担当)